

統計

経済センサス-基礎調査を実施します

経済センサス-基礎調査は、国のすべての産業分野における事業所の活動状態などを明らかにすることを目的とした、統計法に基づく基幹統計調査で、報告義務がある重要な統計です。

調査結果は国の各種行政施策をはじめ、地域の産業振興や商店街の活性化などの地方公共団体における行政施策などの基礎資料として活用されます。6月から令和2年3月にかけて大阪府から任命された調査員が、市内全事業所の活動状態を把握するため巡回します。基本的には直接事業所を訪問することはありませんが、新たに開業された事業所などについては、調査票の記入をお願いに行く場合がありますので、調査へのご協力をお願いします。

問い合わせ 総務・情報統計グループ

税

市府民税の公的年金からの特別徴収制度

4月1日現在、65歳以上の人で一定の要件に該当する場合、公的年金などに係る市府民税は、支給される年金から差し引きして徴収されます。公的年金など以外の所得に係る市府民税は、普通徴収または給与からの差し引きにより別途徴収されます。今年度から新たに公的年金からの特別徴収の対象となる場合、10月分の年金から差し引かれ、それ以前の分は普通徴収での納付となります。詳しくは、納税通知書の内容を確認してください。

問い合わせ 税務グループ

市府民税の納税通知書を送付します

市府民税納税通知書は、1日(土)以降順次送付します。市府民税がかかると思われる人で納税通知書が届かない人は、市役所税務グループに連絡してください。(給与から市府民税を差し引きされている人は、事業所を通して配布されるため、市役所からは直接送付しません。)口座振替の場合は、金融機関名なども記載していますので確認してください。

公的年金からの特別徴収の対象者で、既に差し引きした税額(4月・6月の市府民税)が今年度の市府民税の決定額より多い場合は、

年金支給月のおよそ2か月後に還付通知書を送付します。

問い合わせ 税務グループ

納税メモ

7月1日(月)は市府民税の第1期分の納期限です。忘れないよう近くの金融機関またはコンビニエンスストアで納めてください。税金を滞納すると、督促手数料や延滞金がかかるほか、財産の差し押さえなどの滞納処分を課せられる場合があります。納期限までに納付が困難な場合は、早めに市役所税務グループに納付方法を相談してください。

問い合わせ 税務グループ

市府民税所得課税証明書の発行

市府民税を、普通徴収や公的年金から特別徴収の方法で納める人および非課税の人の所得課税証明書は、1日(土)から発行します。

問い合わせ 税務グループ

国民健康保険

本算定分の通知書を送付します

今年度の国民健康保険料(平成30年中の所得などを基礎に決定)の通知書を6月中旬に加入世帯へ送付します。国民健康保険料の納付義務者は世帯主となるため、請求や送付先は世帯主になります。なお、1日(土)以降に国民健康保険資格の異動があった世帯や税の修正申告をした世帯には7月中旬に変更分を送付します。

問い合わせ 保険年金グループ

特定健康診査を開始します

4月1日現在で国民健康保険の資格がある40歳以上の人を対象に、特定健康診査受診券を5月下旬に送付しています。4月2日以降に資格を取得した人で特定健康診査を受診を希

望する場合は保険年金グループに申請してください。受診の際は受診券の有効期限までに、医療機関を受診可能日を確認し、国民健康保険被保険者証と同封している「受診票/結果票」、平成30年度受診結果票(昨年度、受診した人のみ)を持参してください。

市内の医療機関で受診したときは、受診結果を医療機関から受け取ってください。市外で受診した場合は、2~3か月後に「結果票」を送付します。

問い合わせ 保険年金グループ

納付が困難なときは納付相談を

市では、納付期限までに保険料の納付が困難な人に対し、分割納付や減免申請などの納付相談を行っています。滞納しないように必ず相談してください(通知書を送付する6月中旬は窓口が混雑します)。

■保険料の減免制度

保険料の納付義務者や生計の中心者が納付困難な場合は、保険料の減免申請ができます。

失業などの特別な事情により昨年度に比べ収入が著しく減少し、保険料の納付が困難な場合は、28日(金)までに本算定納付通知書と申請日の属する月前3か月間の世帯全員の収入および収入減少後の3か月間の世帯全員の収入が確認できるもの(給与明細書・収支内訳書・源泉徴収票・雇用保険受給資格者証など)、家賃が確認できる書類(賃貸借契約書の写しなど)、印鑑を持って、市役所保険年金グループに申請してください。

※所得状況などにより減免できない場合があります

■保険料を滞納すると

滞納が重なると、通常の被保険者証よりも期間の短い短期被保険者証が交付されるほか、特別な事情もなく保険料を1年以上滞納した場合は、被保険者証の返還を求め診療費の全額を支払う被保険者資格証明書を交付する場合があります。また、財産の差し押さえなどの滞納処分を課せられることがあります。

問い合わせ 保険年金グループ

来日外国人の 不法就労・不法滞在 防止にご協力を

在留資格で働くことが認められていない外国人が日本国内で働くことを不法就労といえます。不法就労は法律で禁止されています。不法就労させた雇用主は「不法就労助長罪」として処罰の対象となります。

外国人を雇用する場合は、パスポートや在留カードなどで「在留資格」「在留期間」を確認し、適正な雇用をしてください。

問い合わせ 黒山国際交流連絡協議会事務局(黒山警察署内)

いろいろな相談

相談内容	とき(指定日以外の休日を除く)
市民相談	月~金曜日午前9時~午後5時30分
☑弁護士による無料法律相談(1人30分間)	5日(水)・12日(水)・19日(水)・26日(水)午後1時~4時
☑司法書士による無料相談(1人30分間)	17日(月)午後1時~4時
行政相談/国(独立行政法人・公庫を含む)の行政についての不満・苦情・要望や困りごとの相談	10日(月)午後1時~4時
☑人権擁護委員による人権相談	20日(休)午後1時~4時
人権いろいろ相談	月~金曜日午前9時~午後5時30分
市民相談・人権啓発グループ	
☑専門の女性カウンセラーによる女性のための相談	3日(月)・11日(火)・25日(火)午後2時~4時、15日(土)午前10時~午後0時
きらっとぴあ(男女共同参画推進センター) ☎247-7047	
児童家庭相談	月~金曜日午前9時~午後5時30分、1日(土)・15日(土)午前9時~午後0時
☑ひとり親家庭相談	
子育て支援グループ	
ひとり親家庭相談	1日(土)・15日(土)午前10時~午後0時
身体障がい者相談	14日(金)午後1時~4時
さつき荘 ☎366-2022	
知的障がい者(児)相談(電話相談)	15日(土)午後1時~2時
中山 ☎365-2164	
電話・面接育児相談	月~金曜日午前9時~午後5時
市立こども園 ☎366-0080	
☑発達をサポートが必要な中学3年生までの子どもに関する相談「手をつなGo!」	月曜日午前10時~午後5時、水・木曜日午前10時~午後0時
ぽっぽえん(子育て支援センター) ☎360-0022	
妊婦および就学前の子どもの子育てに関する相談(予約可)	月~金曜日午前10時~午後5時
ぽっぽえん ☎360-0022、電子メール(poppo@city.osakasayama.osaka.jp)も可 UPっぴ(子育て交流ひろば) ☎360-4320、電子メール(upp@city.osakasayama.osaka.jp)も可	
☑消費生活相談員による消費生活相談	月~金曜日午前10時~午後4時
消費生活センター ☎366-2400(農政商工グループ内)	
☑社会保険労務士による労働相談(年金・社会保険の相談も可)	18日(火)午後1時~4時
農政商工グループ	
☑就労支援コーディネーターによる就労支援相談(就職のあっせんは不可)	月~金曜日午前9時~午後5時
地域就労支援センター ☎366-6789(農政商工グループ内)	
☑若者の就労・自立相談(15~39歳の若年無業者と家族・保護者が対象、家族・保護者のみの相談も可)	5日(水)・19日(水)午前10時~午後0時
南河内若者サポートステーション ☎0721-26-9441	
進路・教育相談	月~木曜日午前9時~午後5時
フリースクールみ・ら・い ☎368-0909または学校教育グループ	
介護電話相談	月~金曜日午前9時~午後5時30分
地域包括支援センター ☎365-2941	
心配ごと相談(日常生活における悩み)	3日(月)・10日(月)・17日(月)・24日(月)午後1時~4時
社会福祉協議会 ☎367-1761	
地域担当の相談員による福祉なんでも相談	月~金曜日午前9時~午後5時30分
【狭山中学校区】市役所南館(数見 ☎070-6500-9856)、【南中学校区】自然舎(野口 ☎080-1473-5125)、【第三中学校区】社会福祉協議会(赤瀬 ☎367-1761)	
障がい者相談支援事業所による障がい者相談	月~金曜日午前9時~午後5時30分
基幹相談支援センター(身体・知的・精神・難病) ☎365-1144、相談支援センター(ばるばる(身体・知的・難病) ☎368-8666、地域活動支援センターいーず(精神) ☎367-0033	
精神保健福祉相談	月~金曜日午前9時~午後5時30分
福祉グループ	
生活・仕事・自立相談	月~金曜日午前9時~午後5時30分
生活サポートセンター ☎368-9955	

もうやめてイジメの怖さ分かってよ (平成30年度人権啓発標語から)

インターネットでも情報を発信しています



SNSへのお友だち登録をお願いします



市役所開庁時間

■月~金曜日/午前9時~午後5時30分
■土曜開庁日/午前9時~午後0時
第1・第3土曜日に、市役所とニュータウン連絡所を開庁しています。部署によっては、取り扱えない業務もあります。事前に問い合わせてください。

6月の土曜開庁日 1日 15日



公共施設連絡先 かけ間違いにご注意ください

- 市役所 ☎072-366-0011
- 上下水道部 ☎072-366-0011
- ニュータウン連絡所 ☎072-366-0011
- 市民コミュニティセンター ☎072-366-0077
- SAYAKA ホール ☎072-365-8700
- 市立公民館 ☎072-366-0070
- 図書館 ☎072-366-0071
- 保健センター ☎072-367-1300
- さやま荘・さつき荘 ☎072-366-2022
- 狭山池博物館・郷土資料館 ☎072-367-8891
- 総合体育館 ☎072-365-5250
- 池尻体育館 ☎072-365-7303
- ふれあいスポーツ広場 ☎072-368-2081
- 社会教育センター ☎072-368-0121
- 市民ふれあいの里 ☎072-366-1616
- 社会福祉協議会 ☎072-367-1761
- 消防本部・消防署 ☎072-366-0055
- 消防署ニュータウン出張所 ☎072-368-0119
- 市民活動支援センター ☎072-366-4664
- 基幹相談支援センター ☎072-365-1144
- 地域包括支援センター ☎072-368-9922
- 生活サポートセンター ☎072-368-9955
- きらっとぴあ(男女共同参画推進センター) ☎072-247-7047
- ぽっぽえん(子育て支援センター) ☎072-360-0022
- UPっぴ(子育て交流ひろば) ☎072-360-4320
- (世代間交流ひろば) ☎072-360-4321
- 富田林保健所 ☎0721-23-2681
- 黒山警察署 ☎072-362-1234

福祉

さやりんおれんじカフェ

認知症の人や家族、地域の人など、だれでも気軽に集まり、仲間づくりや情報交換をする場です。オレンジ色ののぼりが目印です。

カフェ一覧 ※いずれも利用料100円

さくらあつたかカフェ☎288-4381

とき 16日(日)午後2時～4時30分 **ところ** さくらの杜・半田(半田三丁目)

げんきカフェ☎366-6535

とき 12日(水)午後2時～4時30分 **ところ** げんき館(茱萸木三丁目)

カフェおもちゃ館☎365-6688

とき 1日(土)・8日(土)・15日(土)・19日(水)・22日(土)・29日(土)いずれも午後2時～4時 **ところ** リハビリデイサービスおもちゃ館(西山台六丁目)

くみのきカフェ☎368-2777

とき 月～金曜日いずれも午後2時～4時 **ところ** 特別養護老人ホームくみのき苑(東茱萸木四丁目)

カフェ笑(しょう)☎320-8268

とき 2日(日)・16日(日)いずれも午前9時～午後2時 **ところ** デイサービス笑狭山(大野台七丁目) ※モーニングは利用料300円

里カフェ☎365-5878

とき 13日(水)・27日(水)いずれも午後1時～4時 **ところ** 介護老人保健施設さやまの里(岩室二丁目)

問い合わせ 高齢介護グループ

市民後見人養成講座オリエンテーション

判断能力が十分でない人の生活を身近な立場で支え、後見活動を行う「市民後見人」の養成講座についての説明会を行います。

とき 8日(土)午後2時～4時 **ところ** 河内長野市立市民交流センター(河内長野市昭栄町/南海高野線「河内長野駅」から南海バ

「カフェさつき」6月の営業日

とき 5日(水)・12日(水)・19日(水)・26日(水)いずれも午前11時～午後2時 **ところ** さつき荘 **メニュー** さつきカレー/300円、ランチセット(ドリンク付き)/400円、ドリンク(コーヒー・紅茶など)/150円

障害者地域活動支援センター「さつき」では、日中活動や「カフェさつき」のボランティアを募集しています。
問い合わせ 障害者地域活動支援センター「さつき」☎366-2022

ス「市民交流センター前バス停」下車) **対象** 市内に居住・通勤する人 ※市民後見人養成講座の対象は、令和2年4月1日現在の年齢が25歳以上70歳未満の人 **内容** 講演「成年後見制度の概要」、市民後見人活動の紹介、養成講座についての説明など **参加費** 無料 **定員**100人(先着順) **申し込み・問い合わせ** 市役所高齢介護グループへ電話または直接

難病とつきあうよりあい

とき 18日(水)午後2時～4時 **ところ** 市立コミュニティセンター・多目的室2 **対象** 難病と診断された人と家族(確定診断を受けていない人も可) **内容** 患者や家族同士の交流 **参加費** 無料

問い合わせ 自然舎(野口)☎080-1473-5125

脳卒中の後遺症とつきあう交流会

とき 20日(水)午後2時～4時 **ところ** さつき荘 **対象** 脳卒中の後遺症を持つ人と家族 **内容** 患者や家族同士の交流 **参加費** 250円 ※見学無料

問い合わせ ほっこり仲間の会代表(社)☎090-9693-2470)、または社会福祉協議会

募集

小・中学校講師登録

【臨時講師】

勤務場所 市内の小・中学校 **応募資格** 小学校または中学校の教員免許を持つ人

【看護師(特別学びの支援員)】

勤務場所 市内の小・中学校 **業務内容** 医療的支援や特別な教育的支援が必要な児童・生徒に対する支援や学習活動の補助など

応募資格 看護師または准看護師免許を持つ人

【支援員(学びの支援員)】

勤務場所 市内の小・中学校 **業務内容** 特別な教育的支援が必要な児童・生徒に対する支

援や学習活動の補助など **応募資格** 小・中学校教員免許、養護教諭免許、保育士資格、看護師免許のうち1つ以上を持つ人

応募方法 履歴書と資格免許状の写しを、〒589-8501大阪狭山市役所学校教育グループへ郵送または直接 ※詳しくは、市ホームページを確認してください

問い合わせ 学校教育グループ

金婚祝賀式補助スタッフ

結婚50周年を迎える夫婦を対象とした金婚祝賀式を9月の敬老月間に開催します。9月20日(金)の式典当日や事前の打ち合わせなど、無償で式の補助や手伝いができる市民スタッフを募集します。

募集内容 受付事務・会場案内など **定員** 2人程度 **受付期間** 14日(金)まで

問い合わせ 高齢介護グループ

第22回大阪府介護支援専門員実務研修受講試験

試験日 10月13日(日)午前10時～午後0時 **受験資格** 医師、看護師、介護福祉士などの国家資格に基づく業務、施設などにおいて必要とされている相談援助業務に従事した経験がある人で、その期間が通算して5年以上であり、かつ、現に当該業務の実務に従事した実績日数を900日以上有する人

申し込み 市役所高齢介護グループで配布する申込書を、簡易書留で〒542-0012大阪市中央区谷町七丁目4-15大阪府社会福祉会館2階(一財)大阪府地域福祉推進財団ケアマネ係。7月1日(月)消印有効

問い合わせ (一財)大阪府地域福祉推進財団ケアマネ係☎06-6763-8044

ヒューマン・ケア事業協力会員

日常生活上の困りごとを抱えている人の不安や負担を少しでも和らげるため、簡単

な家事やごみ出し、病院の付き添い、話し相手、犬の散歩などの援助ができる協力会員(有償ボランティア)を募集しています。

申し込み・問い合わせ 社会福祉協議会

環境

公共下水道に接続したら

公共下水道に接続し、し尿くみ取りの必要がなくなったときは、速やかに「くみ取り廃止」の手続きを行ってください。

なお、公共下水道接続後も廃止の届け出がない場合は、くみ取り手数料の請求が届くことがありますので注意してください。

問い合わせ 生活環境グループ

不法投棄は「しない」「させない」「許さない」

6月は「環境月間」、5月30日(ごみゼロの日)～6月5日(環境の日)は「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」です。

不法投棄は犯罪です。不法投棄をした場合、5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金またはこれらが併科されます(法人の場合3億円以下の罰金が科せられます)。

私有地に不法投棄された場合、その土地の所有者や管理者が自らの責任でごみを処理する必要があります。

【不法投棄を防ぐには】

●こまめに草刈りをし、見通しのきく状態にしておく ●フェンスや柵を設置するなど、投棄されにくい環境をつくる ●定期的に見回りをするなど、常に自分の土地の状況を把握する

不法投棄をしている現場を見つけた場合には、すぐに警察(110番)に通報してください。警察へは、場所、時間、投棄物、車両ナンバーのほか、犯人の顔や身体の特徴などを通報してください。また、市でも不法投棄に関する相談(看板の貸し出しなど)を受け付けています。ごみホットライン☎367-7953

問い合わせ 生活環境グループ

水銀を含む廃棄物に対応が必要です

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行規則などが改正され、平成29年10月1日から「水銀使用製品産業廃棄物」と「水銀含有ばいじん等」に規制が行われています。各事業者は適切に対応してください。

1日(土)～7日(金)は水道週間

問い合わせ 経営企画グループ

スローガン 「いつものむいつもの水に日々感謝」
蛇口をひねるとすぐに使える水道。生活の一部として、当たり前のように使われている水道。災害になって初めて気づく水道の重要性を、この機会に考えましょう。

問い合わせ 大阪府排出者指導グループ☎

06-6210-9582

講座

朗読ボランティア講座

とき 12日～7月17日の毎週水曜日いずれも午後1時30分～3時30分(全6回) **ところ** 市立公民館・講習室 **対象** 市内に居住・通勤・通学している人 **受講料** 540円(テキスト代1,500円が別途必要) **定員** 20人(先着順) **申し込み** はがきに「朗読ボランティア講座参加希望」と郵便番号・住所・名前・年齢・職業・電話番号を書いて、〒589-0021今熊一丁目85大阪狭山市ボランティアセンター。ファクシミリ(FAX366-7407)も可。5日(水)必着

問い合わせ 大阪狭山市ボランティアセンター☎367-6601

ひとり親家庭等のための就業支援講習会

母子家庭の母や寡婦、父子家庭の父を対象にした講座です。2歳から未就学児までの保育があります。

【医療事務作業補助者実務能力認定試験対策講座】

とき 8月3日～9月28日の土曜日(全8回) ※8月10日を除く **ところ** 大阪府谷町福祉センター(大阪市中央区谷町/大阪メトロ谷町線「谷町六丁目駅」下車) **受講料** 8,000円(教材費) ※検定料が別途必要 **定員** 20人(多数の場合は抽選) **申し込み** 往復はがきに講座名・郵便番号・住所・名前・年齢・職業・電話番号・志望動機・保育希望者は子どもの名前と年齢を書いて、〒540-0012大阪市中央区谷町五丁目4-13大阪府谷町福祉センター内大阪府母子家庭等就業・自立支援センター。7月3日(水)消印有効 ※返信面にも郵便番号・住所・名前を書いてください。就職セミナーの受講が必須です。詳しくは問い合わせてください

問い合わせ 大阪府母子家庭等就業・自立支援センター☎06-6762-9498

水道

上水道工事のお知らせ

下図に示す場所で、工事を行います。工事期間中は、騒音や交通規制などでご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。



工事期間 9月30日(月)まで **工事場所** 大野台六丁目地内 **工事内容** 水道管耐震化工事(昼間工事)

問い合わせ 上水道グループ

軽減税率対策補助金

が用意されています

10月1日に予定されている消費税率引き上げの際には、軽減税率制度が実施され、税率8%と10%、双方の商品を取り扱う事業者は様々な対応が必要で

す。事業者を支援するため、国において軽減税率に対応するためのレジや受発注システム、請求書の発行を行うシステムの改修・導入に対する補助金が用意されています。早めの対応をお願いします。

軽減税率対策補助金事務局ホームページ(http://kzt-hojo.jp/)

問い合わせ 軽減税率対策補助金事務局☎0120-398-111

下水道

舗装工事のお知らせ

下図に示す場所で、舗装工事を行います。工事期間中は、騒音や交通規制などご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。なお、工事期間中は一部通行止め、片側交互通行区間があります。



工事期間 7月31日(水)まで **工事場所** 池尻中三丁目地内 **工事内容** 舗装打ち替え工事
問い合わせ 下水道グループ

安全

梅雨時の大雨に備えて

この季節には、毎年、日本列島に梅雨前線が停滞し、長雨と集中豪雨による浸水被害や土砂災害が起きています。防災マップや市ホームページなどで危険箇所を確認しておくとともに、大雨のときに発表される気象警報や注意報に注意してください。水害に備え、家の周りを点検し、掃除や修理などをしてお

きましょう。

【点検、掃除の際の注意点】

○雨どいに木の葉が詰まったり、つなぎ目が外れたりしていないか ○側溝に落ち葉やごみ、土砂がたい積していないか ○屋根瓦またはトタンのずれや破損はないか ○雨戸の傷み、立て付け不良はないか ○停電に備えて懐中電灯や携帯ラジオなどは用意しているか

問い合わせ 防災・防犯推進室

緊急地震速報訓練放送

地震が起きたらまず身を守る行動をしましょう。屋外拡声子局(スピーカー)から、緊急地震速報の訓練放送を行います。

訓練放送です



とき 18日(火)午前10時ごろ ※事前に告知放送を実施します **放送内容** チャイム音⇒こちらはぼうさいおおさかさやまです⇒ただいまから訓練放送を行います⇒(緊急地震速報チャイム音)「緊急地震速報、大地震です。大地震です。これは訓練放送です。」(3回繰り返す)⇒こちらはぼうさいおおさかさやまです⇒これで訓練放送を終わります⇒チャイム音

問い合わせ 防災・防犯推進室

水難事故を防止しよう

夏休みに、海や川へ行こうと計画している人もいるはずですが、毎年海や川では悲しい事故が起きています。

水難事故を防ぐために、次のことに気をつけましょう。

【水難事故を防止するための注意点】

①子どもから目を離さない。水辺では、子どもだけで遊ばせない ②体調が悪いときや、お酒を飲んだときは泳がない ③気象状況に注意し、天候が悪化したときは泳がない ④泳ぐときは、準備体操をするとともに、定期的に休憩をとる ⑤危険と思われる場所や遊泳禁止区域では泳がない ⑥1人では泳がない ⑦油断や不注意から事故が起こるので、特に自分の力を過信しない ⑧釣りをしたりボートに乗るときは、必ずライフジャケットなどを着用する

【おぼれている人を発見した場合】

すぐに消防署に119番通報するとともに、周囲の人と協力して救助するようにしましょう。泳いで助けに行くとき自分までおぼれてしまう危険があるので、背が立つところ以外の場所では不用意に飛び込まず、周囲の人と協力し、ロープや竿、ペットボトルなどを使い、十分安全を確保して、救助するようにしましょう。

問い合わせ 消防本部

雷に注意しましょう

「ゴロゴロ」と聞こえたら、注意しましょう。「まだ大丈夫」と思っていると落雷の被害にあう危険があります。稲光が見えたら、安全な場所に避難しましょう。高木付近は危険です。木のすべての幹、枝、葉から最低でも2m以上は離れ、姿勢を低くして、持ちものは体より高く突き出さないようにしましょう。

【安全な場所】

家などの木造建築物、学校、デパート、コンビニなどの鉄筋・鉄骨の建物、自動車(オープンカーは不可)・バス・列車の内部

問い合わせ 防災・防犯推進室

TSUKIICHI 80-5A1

月一防災

災害リスクに見合った保険・共済の加入を!

昨年の台風第21号では、市内の住宅でも屋根瓦の飛散や雨漏りなど多数の被害が発生しました。災害で住宅が被害を受けた場合、修理や建て替えには多額の費用が発生します。

例えば、東日本大震災で全壊被害にあった住宅の新築費用は、平均して約2,500万円で、それに対して公的支援として受給できるのは、善意による義援金をあわせても約400万円にとどまりました。そのほかにも家財や引っ越し費用などが必要となります。(出典 「水害・地震から我が家を守る 保険・共済加入のすすめ」/内閣府)

※月一防災のバックナンバーは市ホームページで読むことができます

近年、増加している集中豪雨や台風、高い確率で発生が予想されている南海トラフ巨大地震などへの備えとして保険・共済に加入しておきましょう。保険金・共済金の額は被害の程度や災害の種類によっても異なります。災害リスクに見合った保険・共済に加入し、必要な補償を受けられるようにしておくことで、いざというときに余計な心配ごとが軽減され、命を最優先にした避難行動にもつながります。

住宅の耐震とあわせて、保険・共済の補償対象・補償内容をよく確認しておくことも防災対策の一つです。

問い合わせ 防災・防犯推進室

防災行政無線放送テレホンサービス

フリーダイヤル ☎0120-367-707

防災行政無線の放送内容を電話で聞くことができます